○飯山市宿泊施設環境整備事業補助金交付要綱

平成28年３月29日告示第54号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の宿泊施設への国内外からの誘客を図るため、宿泊施設の環境整備に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（次条において「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）　市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人

（２）　市内に所在する宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第２項及び第３項に規定する旅館業を行う施設をいう。ただし、事業の用に供する部分と居住の用に供する部分が併存する場合は、当該居住の用に供する部分を除いた部分に限る。以下同じ。）を営業していること。

（３）　市税その他市に対する納付金を滞納していないこと。

（４）　同一年度において、本市の他の制度による宿泊施設の環境整備に係る補助金、助成金等を受けていないこと。

（補助対象経費等）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が市内事業者（市内に本店又は支店を有する事業者（個人事業者を含む。）をいう。）に発注して実施する次に掲げる宿泊施設の環境整備に要する経費とする。

（１）　客室に浴室、シャワー室又は洋式トイレを設置する工事

（２）　客室の和洋室化又は洋室化

（３）　トイレの洋式化

（４）　洋式トイレの温水洗浄便座の整備

（５）　無線ＬＡＮ環境（無線によるインターネット接続環境をいう。第４条第１項において同じ。）の整備

（６）　宿泊施設の看板及び案内表示の多言語化

（７）　テレビの国際放送設備の整備

（８）　キャッシュレス専用端末機の整備

（９）　多言語翻訳専用端末機の整備

(10)　昇降機、手すり及びスロープの整備

(11)　ホームページの多言語化

(12)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める整備

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

（１）　補助対象者が自ら行う宿泊施設の環境整備に要する経費

（２）　土地の購入及び造成に要する経費

（３）　宿泊施設の環境整備を伴わない解体工事に要する経費

（４）　宿泊施設と別棟の倉庫、車庫又は体育館の環境整備に要する経費

（５）　公共事業の施工に伴い補償を受けて行う宿泊施設の環境整備に要する経費

（６）　その他市長が適当でないと認める経費

３　補助金の交付は、補助対象者（法人にあっては当該法人の代表者及び役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を、個人にあっては当該個人と同一の世帯に属する者を含む。）につき１回限りとする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内とし、補助限度額は、環境整備の内容に応じて次のとおりとする。

環境整備の内容	補助限度額
客室に浴室、シャワー室又は洋式トイレを設置する工事	100 万円
客室の和洋室化又は洋室化	100 万円
トイレの洋式化	100 万円
洋式トイレの温水洗浄便座の整備	20 万円
無線ＬＡＮ環境の整備	20 万円
宿泊施設の看板及び案内表示の多言語化	30 万円
テレビの国際放送設備の整備	40 万円
キャッシュレス専用端末機の整備	10 万円
多言語翻訳専用端末機の整備	20 万円
昇降機、手すり及びスロープの整備	50 万円
ホームページの多言語化	20 万円
その他市長が必要と認める整備	市長が必要と認める額

２　前項の規定にかかわらず、同一の補助対象者に対する補助金の交付は、200万円を限度とする。

（交付申請）

第５条　規則第３条第１項に規定する申請書は、飯山市宿泊施設環境整備事業補助金交付申請書（様式第１号）によるものとする。

（交付決定）

第６条　規則第６条の規定による通知は、飯山市宿泊施設環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（変更承認申請）

第７条　規則第11条の２第１項に規定する申請書は、事業の内容を変更する場合にあっては飯山市宿泊施設環境整備事業補助金変更承認申請書（様式第３号）によるものとし、事業を中止する場合にあっては飯山市宿泊施設環境整備事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第４号）によるものとする。

（実績報告）

第８条　規則第12条第１項に規定する実績報告書は、飯山市宿泊施設環境整備事業補助金実績報告書（様式第５号）によるものとする。

（交付請求）

第９条　規則第14条の３に規定する請求書は、飯山市宿泊施設環境整備事業補助金交付請求書（様式第６号）によるものとする。

（営業の廃止、休止等の届出）

第10条　補助対象者は、補助金の交付を受けた日から５年を経過するまでの間、宿泊施設の営業を廃止し、又は休業しようとするときは、市長に速やかに届け出なければならない。

（補助金の返還）

第11条　市長は、補助対象者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　偽り又は不正の手段により、補助金の給付を受けたことが判明したとき。

（２）　補助金を対象経費以外に使用したとき。

（３）　前条に規定する届出を行ったとき。

２　前項各号に該当する場合の補助金の返還金額及び返還方法については、別に定める。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。

附　則（平成29年３月28日告示第32号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日前に交付決定があった補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成31年３月28日告示第31号）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、告示の日から施行する。

附　則（令和３年３月31日告示第25号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の飯山市宿泊施設環境整備事業補助金交付要綱の規定は、令和３年４月１日以後に交付決定があった補助金について適用し、同日以前に交付決定があった補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和４年３月29日告示第26号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、告示の日から施行する。

附　則（令和６年３月28日告示第35号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の飯山市宿泊施設環境整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定があった補助金について適用し、同日前に交付決定があった補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和７年５月14日告示第65号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の飯山市宿泊施設環境整備事業補助金交付要綱の規定は、令和７年４月１日以後に交付の申請のあった事業から適用し、同日前に交付の申請のあった事業については、なお従前の例による。